学校（園）における新型コロナウイルス感染症の患者発生時の対応（フロー図）（令和２年７月10日時点）

別紙

【保健所】（帰国者・接触者相談センター）
・学校の所在地を所管する保健所
□当該感染症疑いの者への受診等の指示
□濃厚接触者の特定等
□学校（園）における患者発生時の感染予防及び学校運営に関する指示、助言
□臨時休業実施に関する助言
□その他

相談 ⇔ 指示

新型コロナウイルス感染症疑いの者※1の発生（幼児児童生徒・職員等）

新型コロナウイルス感染症患者※2の発生（幼児児童生徒・職員等）

【学校】 保健所、学校医、所管の教育委員会と連携した適切な対応を実施
患者、濃厚接触者のプライバシー保護及び配慮に努めること

感染拡大防止策の実施

相談 ⇔ 指示

◆保健所へ報告し、指示のもと実施
□患者に関する情報収集及び提供（出欠、症状出現、学校等での活動状況等）
□欠席者の人数及び症状、登校者の健康状況に関する情報の提供
□濃厚接触者の特定等に協力
□その他

◆学校医、学校薬剤師及び保健所へ報告し、助言のもと実施
□消毒の実施　等（消毒については、衛生管理マニュアルや資料を参照）
□幼児児童生徒及び職員等の健康観察の方法
□その他

【所管の教育委員会】
□患者発生時の学校の対応に関する指導助言
□臨時休業措置に係る保護者への配布文書への助言
□臨時休業に関する対応
□報道等の対応
□その他

◆保健所や所管の教育委員会へ報告し、連携により実施
□原則として、濃厚接触者の特定及び消毒等に要する５日間程度は臨時休業（休校）措置※3
□緊急下校（マスク着用、迎えの依頼、公共の交通機関を使用しない）
□臨時休業措置に係る保護者への文書配布
（患者の個人情報保護の観点から作成時は保健所の助言を得る）
〔記載内容例〕
・臨時休業理由、期間、休業期間の学校との連絡方法
・外出自粛依頼
・家庭における健康観察の実施（朝・夕の検温と風邪などの症状の有無）
・発熱及び風邪症状出現時は保健所（帰国者・接触者相談センター）へ連絡し、受診等の指示を受け、指示を受けた内容や検査結果等は学校へも連絡するよう依頼する。
（受診時はマスク着用、公共交通機関は使用しない）
・臨時休業時の学習に関すること
・その他
□健康観察シートの配布
□臨時休業の終了※4、学校再開に向けた準備
□その他（部活動の休止　等）

連携 ⇔

【学校医・学校薬剤師】
□消毒の実施方法
□健康観察の方法
□その他

連携 ⇔

休業中の対応
□休業中の幼児児童生徒の健康状況及び学習状況の把握　等
□対応窓口の一本化（情報開示内容等）
□その他

◆患者発生に備えた体制整備
□学校医や学校薬剤師等と連携した学校の保健管理体制の構築
□緊急連絡網（電話・メール）
□緊急対応用の物品（マスク、消毒液等）
□患者発生時等の報告様式の確認（令和２年６月 26 日付け教保第 545 号第 13 報-③）
□その他

◆患者発生時等の報告※1、※2
（令和２年６月 26 日付け教保第 545 号第 13 報-③）
①「新型コロナウイルス感染症患者」（症状はないが陽性と診断された者も含む）
②「感染が疑われ保健所または主治医等が検査を指示した者」
③「濃厚接触者」
□①～③回答フォームや様式により所管の教育委員会及び教育事務所へ報告すること。

◆学校欠席者・感染症情報システムへの入力
□上記①～③及び④「発熱や風邪症状等があり学校長が出席停止と認めた者」については、すみやかに入力すること。

◆その他
□上記①が継続する場合は、保健所（帰国者・接触者センター）へ相談するよう促すこと。
□臨時休業（休校）措置※3については、患者の登校状況等により必要がない場合もあるため、所管の教育委員会と保健所と相談の上実施すること。
□臨時休業の終了※4については、学校の感染拡大状況によって延長の可能性もあるため、所管の教育委員会と保健所と相談の上実施すること。